

# 入札説明書

この入札説明書は「第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）カヌー・スラローム競技会場の整備に係る測量業務」に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に関する入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を記したものであり、入札参加希望者は、次の事項を熟読の上、入札書等を提出されるようお願いいたします。

## 1 内容

### (1) 案件の名称

第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）カヌー・スラローム競技会場の整備に係る測量業務

### (2) 案件の仕様等

別添「第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）カヌー・スラローム競技会場の整備に係る測量業務特記仕様書」のとおり

### (3) 契約期間

契約の日から 2023 年 3 月 24 日（金）まで

### (4) 納品場所

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会事務局  
名古屋市中区三の丸三丁目 2 番 1 号(愛知県東大手庁舎内)

## 2 競争入札参加資格

この入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とします。

- (1) 令和 4・5 年度愛知県建設局・都市・交通局・建築局入札参加資格者名簿の「航空写真測量」に登録されている者であること、又は令和 3・4 年度名古屋市競争入札参加資格審査の申請区分「測量・設計」申請業種「測量」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。また、同第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(1)に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てが

なされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(1)に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 公告の日から落札決定までの期間において、愛知県建設工事等指名停止取扱要領及び名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(6) 次に掲げるものに基づく排除措置の期間がない者であること。

ア 愛知県が行う契約からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）

イ 愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領

ウ 名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

エ 名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）

(7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(8) 愛知県内に本店、支店又は営業所を有し、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会との緊密な連絡体制が構築できる者であること。

(9) 次に掲げる要件に該当する者であること。

ア 平成24年以降に、元請けとして、国、地方公共団体が発注する測量業務を履行した実績を有する者であること。

イ 令和4・5年度愛知県建設局・都市・交通局・建築局における入札参加資格者名簿における「航空写真測量」の総合点数が240点以上であること、又は令和3・4年度名古屋市競争入札参加資格の認定において、申請区分「測量・設計」申請業種「測量」で、総合点数が80点以上であること。

### 3 入札説明書及び仕様書に対する質問及び回答

(1) 入札説明書及び仕様書に対する質問は、2022年12月20日（火）午後5時までに質問書（様式1）を下記に記載のメールアドレスへ電子メールにより提出してください。

メールアドレス [ainagoc-kyougi@aichi-nagoya2026.org](mailto:ainagoc-kyougi@aichi-nagoya2026.org)

(2) 質問に対する回答については、2022年12月22日（木）までに公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会公式ウェブサイトへ公開します。

### 4 入札及び開札に関する日程等

(1) 入札の説明、入札及び開札の日時及び場所

2022年12月27日（火）午前10時～  
愛知県東大手庁舎地下1階101会議室

## （2）入札書の作成方法

入札書（様式2）により入札を行います。

入札書には、入札者の住所、名称及び代表者名を記入の上、押印してください（代理人の方が入札される場合は、代表者が作成した委任状を提出してください。また、入札書の入札者の欄に委任者の住所、名称を記入し、その下に代理人の住所・氏名を記入の上、代理人の方の印鑑を押してください。）。

金額の記入は、算用数字を用い、最初の数字の前に「金」の文字を記入してください。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

誤字等を加除訂正した場合にはその箇所に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。

入札書は封筒に入れ、封緘し、入札者の住所及び名称等を封筒に表記してください（別添封筒書式を参照）。

## （3）入札の方法等

入札場所には、入札者でなければ入場できません。

入札書は、会場に設置された入札箱に差し出さなければなりません。提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回することはできません。

## （4）入札の辞退

入札執行中に入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式3）又はその旨を明記した入札書を入札箱に投入してください。

## （5）入札の無効

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会契約規則（以下「契約規則」という。）第6条（入札の無効）の規定に準じ、当該条項に該当する入札は無効とします。

## （6）開札

開札は、入札後直ちに入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に同席しない場合には、入札に関係ない事務局の職員を立ち合わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

## （7）再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうちに予定価格の制限範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。なお、再度入札は原則として2回を限度とします。

(8) 入札の取りやめ等

入札希望者が連合し、又は不穏な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することが出来ないと認められるときは、当該入札希望者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがあります。

5 競争入札参加資格確認申請書等の確認等

(1) 提出書類

以下の競争入札参加資格確認申請書等を公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会事務局調整課調整グループまで郵送又は持参してください。

なお、競争入札参加資格確認申請書等の記載内容について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

ア 競争入札参加資格確認申請書（様式4）

イ 申立書（様式5）

ウ 契約実績証明書（様式6）

(2) 提出期限

2022年12月26日（月）午前10時まで

なお、郵送による申請の場合は、書留郵便に限り、2022年12月26日（月）午前10時必着とします。

(3) 提出書類に関する注意事項

ア 提出書類の作成に要する費用は申請者の負担とします。

イ 提出された書類は申請者に返却しません。また、原則として公表せず、無断で使用することはしないものとします。

ウ 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会事務局が指示した場合を除き、提出書類の差替え及び追加提出は認めません。

(4) その他

提出期限内に競争入札参加資格確認申請書等を提出していない者及び競争入札参加資格がないと認められた者は、その者の入札を無効とします。

6 落札者の決定

契約規則第11条の規定に準じて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

## 7 第1回打合せ（予定）

2023年1月上旬

## 8 その他

### （1）入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

### （2）契約書作成の要否

要（契約書（案）のとおり）

### （3）入札保証金

入札に参加しようとする者は、契約規則第7条第3項により、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（契約規則第7条第2項に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を入札日に納めなければなりません。ただし、入札に参加しようとする者が、契約規則第8条に該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除するものとします。

### （4）契約保証金

落札者は、契約の締結時まで、契約規則第28条第2項により、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付（契約規則第28条第3項に規定する契約保証金に代わる担保の提供を含む。）をしなければなりません。落札者が、契約規則第29条に該当するときは、契約保証金の全額を免除するものとします。

### （5）落札者の資格喪失

開札日から契約締結日までの期間において、2に掲げる資格のないものは契約を締結しません。

### （6）特定の不正行為等に対する措置

本件入札に係る契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、本件入札に係る契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。

### （7）合意書等に基づく契約解除

合意書等に規定する排除措置を受けた場合には、契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。

### （8）妨害又は不当要求に対する届出義務

本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがあります。

### （9）その他

この入札説明書において、特別の定めのない事項については、愛知県建設  
工事関係入札者心得書に準じて入札を執行します。

9 問い合わせ先

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会事務局  
名古屋市中区三の丸三丁目2番1号（愛知県東大手庁舎内）

担当：梶田 電話（052）746-9104